

指定保安検査機関
アロープラント株式会社 指定保安検査部 御中

再検査依頼書

高圧ガス保安法第35条1項の規定による保安検査を依頼します。依頼にあたっては、裏面のアロープラント株式会社「保安検査業務に関する業務約款」を遵守します。またこの依頼書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

なお、依頼に当たっては、アロープラント株式会社の業務約款及び指定検査手数料規定によることを承諾し、正式な申請は保安検査申請書へ署名捺印し2部提出いたします。

依頼者 事業所名

印

住所
連絡先

前回の保安（完成）検査日 （検査を行った日）	平成 年 月 日	行政・指定機関
前回の保安（完成） 検査証交付日	平成 年 月 日	
前回保安（完成） 検査時指摘事項	無・有	
高圧ガス保安法第35条第1項第1号の規定により、製造施設完成検査証の交付を受けた日又は前回の保安検査証の交付を受けた日から11ヶ月を超えない日までに、当社、指定保安検査部へ「保安検査申請書」を提出してください。 （ただし、高圧ガス保安法で定める休止施設としての届出を行った特定施設の場合は除きます。）		
再検査希望日	第1希望 平成 年 月 日（ ）	開放検査確認 の（有・無）
第2希望も記載願います	第2希望 平成 年 月 日（ ）	
事前打合せ方法	電話にて・事業所にて相談	月 日（AM・PM）希望
名称（事業所の名称を含む）		
保安係員氏名 （保安監督者氏名）		
電話番号・FAX		
検査担当者氏名		
高圧ガスの施設 設備名	・保安検査の対象となる施設名、設備名 ： ：	
設備概要	貯槽基数	形状、内容積等 一般則
	製造設備	ポンプ・圧縮機、蒸発器等 一般則
	貯槽基数	形状、内容積等 液石則
	製造設備	ポンプ・圧縮機、蒸発器等 液石則

業務約款 (保安検査業務に関する業務約款)

第1条 (趣旨)

この保安検査業務に関する業務約款(以下「業務約款」という。)は、アロープラント株式会社(以下「乙」という。)が、高圧ガス製造施設等(以下「施設等」という。)を有する事業所(以下「甲」という。)の保安検査に係る業務(以下「保安検査業務」という。)を受託するに際し、乙が定めた保安検査業務の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)及び「指定検査手数料規定」他、関連する規定(以下「関連規定」という。)に基づき、保安検査業務を引受け、契約することについての必要な事項を定める。

第2条 (責務)

- 1 甲及び乙は、契約した保安検査業務を適正に遂行するため、高圧ガス保安法(以下「法」)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下、液石法)を遵守し、乙の定めた業務約款、業務規程及び関連規定に基づいて契約したことを、誠意を持って履行しなければならない。
- 2 甲並びに乙は、保安検査業務を遂行するにあたり、次に掲げるそれぞれの責務を遵守しなければならない。
 - (1) 甲の責務
 - 1 甲は指定検査手数料規定に定められた額を業務規程に規定した期日までに、乙が指示した方法により支払わなければならない。
 - 2 甲は乙が引き受けた保安検査業務の遂行に必要な範囲内において、遅滞なくかつ正確に乙に情報を提供しなければならない。
 - 3 甲は乙が引き受けた保安検査業務内容について、乙が法及び液石法の基準に適合しているかどうか判断できない旨の指摘をしたときは、すみやかに確認し、必要な場合については設備の改善、その他必要な処置をとらなければならない。
 - 4 甲は、乙が保安検査証を交付する前に、原則申請に係る施設、設備等を変更しない。ただし事業所のやむを得ない理由により変更する場合は、乙にすみやかに変更部分に関する理由書と変更に係る書類を提出しなければならない。
 - 5 甲は乙が保安検査業務を遂行するにあたり、事業所の敷地、設備、その他保安検査業務遂行上必要な検査又は調査ができるように協力しなければならない。
 - (2) 乙の責務
 - 1 乙は業務約款第4条に規定された期日までに、引受けた保安検査業務を行わなければならない。
 - 2 乙は甲から乙の保安検査業務の内容、進捗状況及びその他について説明を求められたときは、誠意をもって対応しなければならない。
 - 3 甲が、第2条第2項第に定める(1)甲の責務2から5に掲げる責務を怠ったとき、その他乙の責に帰すことができない事由により、業務期日までに業務を終えることができないときは、乙は甲にその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合、甲と乙が協議の上必要と認められる期日の変更その他を決定する。
 - 3 乙は、業務規程 雑則 10. 1検査の義務により保安検査を行い、規定する正当な理由を除き保安検査を実施しなければならない。

第3条 (契約の締結)

- 1 甲が保安検査業務を乙に業務委託し、乙が定めた業務約款、業務規程に基づき、乙が引受けたときは契約を締結したものとする。
- 2 別途協議
この契約(業務約款、業務規程、関連規定)について疑義が生じたとき及びこの契約に定めのない事項については、甲と乙の信義誠実の原則に則り協議の上解決するものとする。

第4条 (業務期日)

- 1 乙の業務期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号の定める期日とする。
 - 1 保安検査依頼書
申請書提出日まで
 - 2 申請書申請
前回の保安(完成)検査証の交付日より11ヶ月を超えない日まで
 - 3 事前打合せ
保安検査申請を受理した日より保安検査当日の間

- 5 保安検査日
前回の保安検査日より1年を超えない日まで
- 6 保安検査証の発行
保安検査日より、10営業日までに送付(当社カレンダーによる)

第5条(手数料の支払期日)

- 1 甲の支払期日は、以下に定める期日とする。
 - 1 保安検査手数料支払期限
保安検査日の7営業日まで(当社指定保安検査部が確認とれる日に限る)
 - 2 再検査手数料支払期限
再検査日の7営業日まで(当社指定保安検査部が確認とれる日に限る)

第6条(手数料の支払方法)

- 1 甲は、手数料を前条の支払期日までに、下記の方法で支払うものとする。
 - 1 甲は、手数料を前条の支払期日までに、現金又は乙の指定する銀行口座に振込みにより支払うものとする。
 - 2 前項の払込に要する費用は、甲の負担とする

第7条(手数料の返還)

収納した保安検査業務手数料については、原則返還しない。ただし、乙の責に帰すべき事由により保安検査業務が実施できなかった等の場合は除く。

第8条(甲の解除権)

- 1 甲は、次の各号に該当するときは、乙に書面をもって通知し、この契約を解除することができる。
 - 1.乙が正当な理由なく第2条第1項及び第2項(2)の乙の責務を遵守しないとき。
 - 2.乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき。
- 2 甲は、乙の保安検査業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の解除契約の場合、甲は手数料を既に支払っているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責に任じないものとする。
- 4 第1項の契約解除の場合、甲は、その損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料がまだ支払われていないときはこれの支払いを甲に請求することができる。
- 6 第2項の契約解除の場合、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

第9条(乙の解除権)

- 1 乙は、次の各号に該当するときは、甲に書面をもって通知し、この契約を解除することができる。
 - 1.甲が正当な理由なく、第2条第1項及び第2項(1)の甲の責務を遵守しないとき。
 - 2.甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告しても是正されないとき。
- 2 第1項の契約解除の場合、乙は、手数料を既に受け取っているときは、これを甲に返還せず、また、当該手数料をいまだ受け取っていないときは、これの支払いを甲に請求することができる。また、乙はその契約解除によって生じた損害について、その賠償の責に任じないものとする。
- 3 第1項の契約解除の場合、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

第10条(管轄行政への報告)

- 1 乙は、保安検査を終了したときは、すみやかに報告書により事業所を管轄する行政へ報告する。
- 2 前項の報告によって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責に任じないものとする。

第11条(秘密保持)

- 1 乙は、この契約に定める保安検査業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。